

地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程

平成26年4月1日

規程第43号

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 一般競争入札（第6条－第23条）
- 第3章 指名競争入札（第24条－第27条）
- 第4章 随意契約およびせり売り（第28条－第31条）
- 第5章 契約の履行（第32条－第51条）
- 第6章 雑則（第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立秋田総合病院会計規程（平成26年地方独立行政法人市立秋田総合病院規程第37号。以下「会計規程」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（入札に付した契約の締結期間）

第2条 理事長は、落札の通知を發した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、落札者が契約の締結に応じられないやむを得ない事由があると認められる場合は、その期限を延長することができる。

2 理事長は、落札者が前項に規定する期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は効力を失う旨を第9条の規定による公告又は第25条第2項の規定による通知において明らかにしなければならない。

（契約書の記載事項）

第3条 理事長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記

載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行の期限又は期間
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 対価支払の時期に関する事項
- (7) 監督および検査に関する事項
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項
- (9) 危険負担に関する事項
- (10) 瑕疵担保責任に関する事項
- (11) 契約に関する紛争の解決方法に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、契約に関し必要な事項
(請書)

第4条 会計規程第49条第1項本文の規定にかかわらず、1件の金額が150万円を超えない契約については、契約書に代え、請書によることができる。

(契約書等の省略)

第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合において、契約の履行上支障がないと認められるときは、契約書の作成および請書を省略することができる。

- (1) 1件の金額が50万円を超えない随意契約を締結するとき。
- (2) 物品の売却の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (3) 官公署と契約をする場合において、契約書を作成する必要がないと認められるとき。
- (4) 単価契約に基づき、一定期間継続して製造、修繕、加工、供給等をさせ、又は使用等をするとき。

- (5) せり売りに付するとき。
- (6) 商慣習上契約書を作成しないことが一般的であると認められるとき。
- (7) 災害等により緊急に契約をする必要があるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

第2章 一般競争入札

(入札参加者の資格)

第6条 会計規程第43条第2項に規定する一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、秋田市の建設工事、測量等、物品その他の入札参加資格の登録を受け、又は有資格業者名簿に登載されている者とする。

- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、入札参加者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類および金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模および状況を要件とする資格を定めることができる。
- 3 理事長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、第1項又は前項に規定する資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験もしくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。
- 4 理事長は、第2項の規定により入札参加者に必要な資格を定めたときは、これを法人のホームページへの掲載又は掲示板への掲示その他の方法により公告しなければならない。
- 5 第1項に規定する資格を有する者であつて、秋田市により指名停止の措置がなされているものは、当該指名停止の期間、一般競争入札に参加することができない。ただし、理事長は、やむを得ない特別の事由があるときは、その者を一般競争入札に参加させることができる。

(入札に参加させることができない者)

第7条 理事長は、特別の事由がある場合を除くほか、一般競争入札に、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 理事長は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について2年以内の期間を定めて、一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（資格の確認等）

第8条 理事長は、入札参加者が第6条第2項の規定による資格を有する者であることおよび前条の規定による制限を受ける者でないことを入札参加資格審査申請書により申出させて確認をしなければならない。

2 理事長は、前項の規定により資格の有無を確認したときは、当該入札参加者にその結果を通知しなければならない。

（入札の公告等）

第9条 理事長は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札の期日前10日（急施を要する場合にあっては、5日）までに、法人のホームページへの掲載又は掲示板への掲示その他の方法により公告しなければならない。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所および日時
- (3) 入札執行の場所および日時
- (4) 入札に参加する者に必要な資格
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項

3 5,000万円以上の建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、前項の規定にかかわらず、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条第1項に規定する見積期間によらなければならない。

(入札保証金)

第10条 理事長は、入札参加者をして、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間に法人、国、地方公共団体、独立行政法人又は他の地方独立行政法人と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、入札参加者が契約を締結しないこととなるおそれがないと理事長が認めるとき。

2 前項に規定する入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 特別の法律により他の法人の発行する債券および理事長が確実と認める社債券

- (3) 銀行又は理事長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証もしくは裏書をした手形
- (4) 銀行又は理事長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行又は理事長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (6) 銀行又は理事長が確実と認める金融機関の保証

3 前項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に掲げる担保 額面金額
- (2) 前項第2号に掲げる担保 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8に相当する金額
- (3) 前項第3号に掲げる担保 手形金額(その手形の満期の日が未到来であるときは、提出した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
- (4) 前項第4号に掲げる担保 小切手の券面金額
- (5) 前項第5号に掲げる担保 定期預金債権証書に記載された債権金額
- (6) 前項第6号に掲げる担保 その保証する金額
(入札保証金の還付等)

第11条 入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、入札終了後、直ちに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

(入札保証金の帰属)

第12条 第10条の規定により、入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、法人に帰属するものとする。

(予定価格)

第13条 一般競争入札に付する事項については、その予定価格を定め、予

定価格調書を作成して封書にし、開札の際、これを開札場所に置くものとする。ただし、予定価格を事前に公表するときは、予定価格調書を封書にすることを要しない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給又は使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件、工事又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡および履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の方法)

第14条 理事長は、入札参加者をして、入札執行の場所および日時に入札書を提出させなければならない。

2 入札書は、理事長が特に認めるときは、郵便により提出させることができる。この場合においては、入札書在中の旨を表記した封筒に封入の上、更にこれを封書にして書留の取扱いにより提出させなければならない。

3 前項の規定により提出させる入札書は、開札時刻までに到達したものに限り、これを受理する。

4 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出させなければならない。

(開札)

第15条 一般競争入札の開札は、第9条の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(入札の中止等)

第17条 理事長は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

2 前項の場合において、入札者が損失を受けることがあっても、理事長は、その賠償の責めを負わない。

(再度入札)

第18条 理事長は、第15条の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第22条第3項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札通知)

第19条 理事長は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

(再度公告入札)

第20条 理事長は、入札者もしくは落札者がいない場合又は落札者が契約を

締結しない場合においては、第18条の規定により再度の入札を行う場合を除き、更に公告して、一般競争入札に付することができる。

(くじによる落札者の決定)

第21条 理事長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる契約)

第22条 理事長は、一般競争入札により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

2 理事長は、前項の規定により落札者を決定するに当たっては、あらかじめ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とししないこととするかどうかを調査するための基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設けることができる。

3 理事長は、一般競争入札により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

4 理事長は、前2項の規定により調査基準価格又は最低制限価格を設けたときは、第13条第1項の予定価格調書に記載するものとする。

(総合評価一般競争入札)

第23条 理事長は、一般競争入札により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第48条本文又は前条第1項もしくは第3項の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 理事長は、前項の規定により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 理事長は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 理事長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第9条の規定により公告をするときは、同条第2項に規定する事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨および当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第24条 第6条および第7条の規定は、指名競争入札の参加者の資格について準用する。

(指名競争入札の参加者の指名)

第25条 理事長は、指名競争入札に付そうとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから当該入札に参加させようとする者を5人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により入札者を指名したときは、第9条第2項各号(第4号を除く。)に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

3 理事長は、次条において準用する第23条第1項および第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について前項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨および当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第26条 第10条から第19条までおよび第21条から第23条(第4項を除く。)までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。

(指名替え)

第27条 理事長は、入札者もしくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合においては、第24条において準用する第6条に定める資格を有する者のうちから新たに指名競争入札に参加させようとする者を指名することができる。

第4章 随意契約およびせり売り

(随意契約)

第28条 会計規程第45条第1号の別に定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円

(5) 物件の貸付け 30万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

2 会計規程第45条第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金および履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 会計規程第45条第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(見積書の徴取)

第29条 理事長は、随意契約により契約しようとするときは、2人（次の各号のいずれかに該当する場合は、1人）以上の者から見積書を徴さなければならない。

(1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。

(2) 1件の予定価格が10万円未満である時。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないことができる。

(1) 郵便切手、郵便はがき又は収入印紙その他の法令に料金又は価格が定められているものを購入する時。

(2) 定期刊行物又は法令集等の追録を購入する時。

(3) 官公署と契約をする時。

(4) 契約の目的又は性質により見積書を徴し難いと認められる契約をする時。

(随意契約の予定価格)

第30条 随意契約により契約しようとするときは、第13条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、特に必要がないと認めるときは、同条第1項の予定価格調書の作成を省略することができる。

(せり売り)

第31条 第6条から第13条までの規定は、せり売りについて準用する。

第5章 契約の履行

(契約保証金)

第32条 理事長は、契約を締結したときは、直ちに契約者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が、過去2年間に法人、国、地方公共団体、独立行政法人又は他の地方独立行政法人と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと理事長が認めるとき。

2 前項に規定する契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 第10条第2項各号に掲げる担保
- (2) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法

律第184号。以下「前払法」という。) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

3 第10条第3項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第6号中「前項第6号」とあるのは、「前項第6号又は第32条第2項第2号」と読み替えるものとする。

(契約保証金の還付)

第33条 契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、契約者が契約を履行したとき又は第41条の規定による契約の解約があったときは、直ちに還付するものとする。ただし、契約者が法人に納付すべき売払代金があるときは、契約者の申出により契約保証金を当該売払代金に充当することができる。

(契約保証金の帰属)

第34条 第32条の規定により、契約者として契約保証金を納付させた場合において、契約者が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(契約の保証人)

第35条 契約者(工事の請負契約の契約者を除く。)は、契約保証金の納付(その納付に代わる担保の提供を含む。)に代えて、当該契約の履行を保証する保証人をたてることができる。

(契約の変更等)

第36条 理事長は、必要があると認めるときは契約者と協議し、又は契約者からその責めに帰することのできない事由により履行期限の延長の申出があったときはその内容を調査し、当該契約を変更することができる。

2 理事長は、前項の規定により契約の内容を変更しようとするときは、速やかに、第3条から第5条までの規定による手続の例により変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第37条 理事長は、契約者をして、契約によって生ずる権利又は義務を第

三者に譲渡させ、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面によりその内容を明らかにした契約者に対して承認を与えたときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第38条 理事長は、契約者をして、契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によりその内容を明らかにした契約者に対して承認を与えたときは、この限りでない。

(部分払)

第39条 地方独立行政法人市立秋田総合病院会計事務取扱規程（平成26年地方独立行政法人市立秋田総合病院規程第38号）第14条の規定により支払う部分払の金額は、次の各号に掲げる金額を超えることはできない。

(1) 工事、製造その他の請負（次号および第4号に規定するものを除く。）にあつては、既済部分に対する代価の10分の9に相当する金額

(2) 工事、製造その他の請負のうち、国、県又は市の補助金（交付の申請を年度ごとにするものに限る。）の交付の対象であつて2箇年度以上にわたるもの（第4号に規定するものを除く。）にあつては、既済部分に対する代価に相当する額

(3) 物品の購入にあつては、既納部分に対する対価に相当する額

(4) 工事、製造その他の請負であつて既済部分が明確に分割できるものにあつては、その既済部分に対する対価に相当する金額

2 工事の請負においては、既済部分（2箇年度以上にわたる工事にあつては、各年度の出来高予定額に対する当該年度の工事の既済部分）が次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める出来高となった場合に部分払をすることができるものとする。

(1) 次条の規定に基づく前払をした工事 次のア又はイに掲げる部分払の区分に応じ、それぞれア又はイに定める出来高

ア 第1回の部分払 既済部分が10分の5以上

イ 第2回の部分払 既済部分が10分の7以上

(2) 次条の規定に基づく前払をしない工事で契約金額が130万円以上の工

事 次のアからウまでに掲げる部分払の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める出来高

ア 第1回の部分払 既済部分が10分の3以上

イ 第2回の部分払 既済部分が10分の5以上

ウ 第3回の部分払 既済部分が10分の7以上

- 3 第1項の場合において、次条の規定に基づく前払をしているときは、同項の額から、その額に契約金額に対する前払の額の割合（2箇年度以上にわたる工事にあつては、各年度の出来高予定額に対する当該年度に行った前払の額の割合）を乗じて得た額を控除しなければならない。

（公共工事に要する経費の前払）

第40条 理事長は、契約者が保証事業会社と前払法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、当該保証契約書を寄託した場合は、当該工事に要する経費について、契約金額が130万円以上で工期が30日間以上のものに限り、契約金額の10分の4以内の額を限度として、前払をすることができる。

- 2 理事長は、前項の規定により前払をした工事が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29条）附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当する場合は、当該工事に要する経費について、契約金額が1,000万円以上で工期が150日を超えるものに限り、契約金額の10分の2以内の額を限度として、既にした前払に追加して前払をすることができる。

- 3 前2項の規定による前払金の使途の範囲は、工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料および保証料に相当する額として必要な経費に限る。

- 4 法人の財政の状況等により、前払の額を減額し、又は前払をしないことができるものとする。

- 5 前払をした後に設計変更等の事由により契約金額を増額しても、前払の額は増額しないものとする。

- 6 契約金額を減額した場合において、先に支出した前払の額が減額した契約金額に対して所定の率を超えるときは、その超える部分については、

契約金額変更後最初の部分払をするときに決済しなければならない。

7 2箇年度以上にわたる工事における前払は、各年度の出来高予定額に対してすることができる。

(義務違反による前払金の返還)

第41条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項および第2項の規定による前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 契約者が前払金を当該公共工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 契約者がその契約義務を履行しないとき。
- (3) 当該公共工事に係る契約を解約し、又は解除したとき。

(履行遅滞の場合における損害金)

第42条 理事長は、契約者が、その責に帰すべき理由により履行期限内に契約を履行することができない場合には、契約の定めるところにより、遅延日数に応じ、契約金額の未済部分相当額に年5パーセントの割合を乗じて計算した額を損害金として徴収するものとする。

2 前項の損害金は、契約代金を支払う場合において、当該契約金額から控除するものとする。

(契約の解約)

第43条 理事長は、契約者からその責に帰することのできない事由により契約の解約の申出があったときは、その内容を調査し、やむを得ないと認めるときは、当該契約を解約することができる。

(契約の解除)

第44条 理事長は、契約の履行に当たり、契約者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、約定により当該契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 契約者の責めに帰すべき事由により履行期限までに給付を完了する見込みがないとき。
- (3) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる職員の職務の執行を妨げたとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、契約条項に違反する行為があったとき。
- 2 理事長は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、解除する理由を明らかにした書面によりその旨を当該契約者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の規定により契約を解除した場合において、当該契約者が契約保証金を免除した者であるときは、契約金額の100分の10以上の違約金を徴収する。
- 4 理事長は、第1項の規定により契約を解除した場合において、当該契約者が契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金を前項に規定する違約金に充当するものとする。
- 5 理事長は、第1項の規定により契約を解除した場合において、第3項に規定する違約金の額を超える額の損害が生じたときは、その超える額を損害賠償金として徴収することができる。

(保証人への履行請求等)

第45条 理事長は、契約者（工事の請負契約に係る契約者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約者の保証人に対して当該契約の履行又は遅延利息、違約金その他の損害金の支払をなすべきことを請求することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約の期間内に給付を完了する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がなく契約の履行に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、契約条項に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないとき。

(監督)

第46条 会計規程第51条第1項の規定による監督は、理事長が職員に命じ、又は職員以外の者に委託して行わなければならない。

- 2 前項の規定により監督を行う者(以下「監督員」という。)は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立会い、工程の管理、試験又は検査その他の方法により監督し、契約者に必要な指示をしなければならない。
- 3 監督員は、監督をしたときは、その内容、指示した事項その他必要な

事項を記録しておかなければならない。

- 4 監督員は、特別の必要がある場合を除き、次条に規定する検査員を兼ねることができない。

(検査)

第47条 会計規程第51条第1項の規定による検査は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合において、理事長が職員に命じ、又は職員以外の者に委託して行わなければならない。

- (1) 契約者が給付を完了したとき。
- (2) 部分払を行う必要があるとき。
- (3) 物件の一部の納入があったとき。
- (4) 給付の一部を使用しようとするとき。

- 2 前項の規定により検査を行う者(以下「検査員」という。)は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該契約者又は保証人の立会いを求め、当該給付の内容について検査しなければならない。

- 3 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊もしくは分解又は試験をして検査を行うものとする。この場合において、検査又は復元に要する費用については、当該契約者が負担する旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

- 4 検査員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行が不完全であると認めるときは、契約者に対して、理事長の指定する期間内に補修し、改造し、又は交換して再検査を受けるよう求めなければならない。この場合において、これに要する費用については、当該契約者が負担する旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

- 5 検査員は、前各項の規定により検査をしようとするときは、必要に応じ、監督員および監督員以外の職員の立会いを求めることができる。

(検査報告書の作成)

第48条 検査員は、前条の規定により検査をしたときは、検査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

- 2 検査員は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないと認めるときは、その措置についての意見を検査報告書に記載しな

ればならない。

(検査報告書の省略)

第49条 前条の規定にかかわらず、契約金額が50万円を超えないものについては、関係帳票類に検査した旨を記録することにより、検査報告書の作成を省略することができる。

(目的物の引渡し)

第50条 契約の目的たる物件は、所定の引渡場所における第47条の規定による検査に合格した後、その引渡しを受けるものとする。

(対価の支払)

第51条 理事長は、第47条の規定による検査に合格したものについてでなければ、当該契約に係る支出の手続をすることができない。

2 第43条又は第44条の規定により、契約を解約し、又は解除したときは、当該契約に基づく給付の既済部分又は既納部分で、検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

3 対価の一部について前払又は部分払をしたものがあるときは、最終の対価の支払の際に、これを控除するものとする。

第6章 雑則

第52条 この規程に定めるもののほか、契約に係る事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に地方自治法（昭和22年法律第67号）、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）その他関係法令等によりなされた市立秋田総合病院に係る契約、手続その他の行為で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、特別の定めがある場合を除き、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。